

今後の火災予防行政の基本的な方向について(部会報告・骨子案)

1 火災予防の実効性向上

小規模事業所等を中心とした火災予防の実効性向上のため、次の3点について法制的手当てを講ずべき。

(1) 使用開始届の法定化と防火に係る自己診断の導入
→ 消防機関による実態把握と事業所側の防火意識向上

(2) 消防法令違反等の公表制度の創設
→ 事業所側の自主的な違反是正を促進

(3) 複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化
→ 建物全体・専有部分の二階層の体制を構築

(4) その他
・出火防止対策の強化 → あわせて法制化

〔・消防法令の履行確保方策
・火災予防に係る国民の責務の法定〕→ 引き続き検討

2 火災予防に係る規制体系の再構築

○ 各事業所等に求められる防火性能の水準を再整理した上で、規制体系を全面的に再構築

○ 個別の事業所等の影響について、精査・検討の上、円滑な移行の見通しを立てた上で法制化

(1) 規制体系の再編

(2) 規制体系の再編に伴う性能評価システムの整備

(3) 小規模事業所及び大規模・高層建築物等の防火安全対策の見直し

3 事業仕分けにおける指摘事項への対応

(1) 消防用機器等の検定制度等のあり方

→ 「検定」の見直し(自主表示品目の拡大等)
「鑑定」の廃止 等

(2) 講習制度のあり方

→ 防火・防災管理講習の統合等

※ さらなる検討課題については、実務家等による作業チームを設置し、引き続き検討。